

スマホ修理UP フランチャイズ契約書案

制作会社 NEMOTOの屋号で事業を営む個人事業主 根本 義（ねもと つとむ。以下「甲」という。）と、同別紙記載の加盟者（以下「乙」という。）は、「スマホ修理UP」の加盟店運営について、以下のとおり契約する。甲の本部運営拠点はアップルマック神戸店とする。

第1条 目的と対象店舗

甲は、乙に対し、スマートフォン・タブレット・パソコン等の修理及び別紙1で合意した業務を行うため、「スマホ修理UP」の名称、ロゴ及び甲が提供する運営資料の使用を許諾し、必要な運営支援を行う。本契約は別紙1記載の1店舗に適用し、追加店舗については別途契約する。

第2条 独立した事業者

甲及び乙は独立した事業者であり、本契約により雇用、組合、共同経営又は包括的な代理関係は生じない。乙は自己の名義と責任で顧客との契約、雇用、賃借、許認可、税務及び店舗運営を行い、甲を代理して債務を負担させてはならない。

第3条 名称等の使用と営業地域

乙は、本契約の有効期間中、対象店舗の営業及び広告のために限り、甲が許諾する名称・ロゴ・運営資料を甲のブランド基準に従って使用できる。第三者への再許諾、無断改変又は自己名義での商標・類似ドメイン等の取得には、甲の事前の書面承諾を要する。

本契約は、甲又は乙がAppleその他のメーカーの正規代理店・認定修理店であることを意味しない。乙は、事実と異なる認定・提携表示をしない。独占営業地域は、別紙1で明示して合意した場合に限り設定する。

第4条 加盟金

乙は、加盟金として110,000円（税込）を、本契約締結日から7日以内かつ支援開始前に、甲指定口座へ振り込む。表示額を支払総額とする。加盟金は、加盟登録、初期のブランド使用許諾、運営資料の提供及び別紙2に定める初期支援の対価とする。

支援開始前に契約が終了した場合、甲は、乙に実施内容と費用の明細を示し、実施済みの初期支援に相当する合理的な額を控除した残額を返還する。開始後も、未提供の初期支援がある場合は、その内容に応じて精算する。甲の債務不履行その他法令に基づく解除・取消し等の場合の乙の権利を妨げない。

第5条 月額ロイヤリティと支払方法

乙は、ブランド使用及び本部の継続支援の対価として、売上高にかかわらず毎月11,000円（税込）のロイヤリティを支払う。表示額を支払総額とする。起算日は別紙1記載の日とし、各月末日までに当月分を振り込む。金融機関休業日の場合は翌営業日を支払期限とする。甲は毎月、対象月、金額、支払期限及び振込先を明記した請求書を、支払期日前に電子メール等で交付する。未納時の請求・停止・解除は第13条の2による。

契約開始月・終了月及び一時停止・再開がある月は、当該月の暦日数に対する課金対象日数で日割計算し、1円未満を切り捨てる。一時停止日から再開日の前日まで及び契約終了日の翌日以降は、新たなロイヤリティを発生させない。振込手数料は乙が負担し、入金遅延時の遅延損害金は法定利率による。月額費用、加盟金その他の負担増は、法令による場合を除き、当事者の書面合意なく変更しない。

第6条 本部の支援と追加費用

甲は別紙2の研修・技術相談等を行う。初期研修は1～2日を目安とし、乙の経験・習熟度に応じ、数回に分けて実施できる。契約期間中の通常の補足指導・技術相談は、1回1～2時間程度を目安に、追加の指導料を請求しない。回数の上限は設けず、必要な内容・日程をその都度協議する。事前予約により本部又は合意した遠隔方法で行い、甲の営業時間・業務状況を踏まえて日程を調整する。即時又は常時対応を保証せず、対応困難な場合は代替日程を協議する。

店舗物件、内装、工具、修理部品、在庫、通信、保険、許認可及び乙の交通宿泊費は、別紙で甲負担としたものを除き乙が負担する。通常の補足指導とは別の出張対応、甲が実作業を請け負う修理、広告出稿その他の有料業務は、内容・費用を区別して事前に見積り、乙が書面承諾した場合に限り発注とする。通常の補足指導を追加研修と呼び替えて別料金を請求しない。

第7条 店舗運営と品質

乙は、法令及び合理的なブランド基準を守り、修理受付時の状態確認、見積り、作業範囲、部品の種類、データ消失等のリスク、保証条件及び顧客の同意を記録する。安全な作業環境を整え、蓄電池、電子機器及び廃棄物を適切に管理する。買取・中古販売等の許可等が必要な業務は、必要な手続を済ませてから行う。

顧客に適用する価格及び仕入先は乙が自主的に決定する。甲の料金表は参考価格とし、甲は販売価格の遵守を強制しない。部品の安全性・互換性等の基準を設ける場合、甲はその合理的な理由を説明し、同等品の利用について協議する。

第8条 顧客対応と修理の責任

対象店舗の顧客対応、修理契約及び保証の履行は乙が担当する。重大な事故、データ漏えい又はブランドの信用に影響する問題が発生したときは、乙は速やかに甲へ報告し、両者は被害拡大の防止に協力する。甲の作業・指示等に原因がある損害の負担は、その原因と責任の程度に応じて協議し、乙に一律に転嫁しない。

第9条 Googleマップの運用管理

乙は、対象店舗のGoogle ビジネス プロフィールについて、甲である制作会社 NEMOTOの事業主を本部の運用管理責任者とし、店舗情報の整備、写真・お知らせの掲載、分析情報の確認及び口コミへの返信を委託し、これらの操作を本契約により承認する。登録アカウントと権限区分は別紙1に記載する。

甲は、Googleが認める管理者又は共同オーナーの権限で運用し、実際の店舗経営者である乙のオーナー権限又は共同オーナー権限を維持する。甲に運用を委託することは、乙がGoogleに対して有する正当な権限の放棄を意味しない。

甲は変更内容を乙へ通知し、乙は営業時間、住所、連絡先等の正確な情報を提供する。閉業表示、所在地の変更、プロフィールの削除その他営業に重大な影響を及ぼす変更には、乙の事前の書面承諾を要する。返金・賠償又は法的責任を認める口コミ返信も同様とする。

Google ビジネス プロフィール自体は無料のサービスであり、本契約の料金はGoogleへの掲載料ではない。本部の管理作業の対価は月額ロイヤリティに含み、請求明細にその旨を示す。掲載、順位、口コミ又は集客成果を保証しない。

乙が管理委託の終了又は権限の移管を求めた場合、甲はGoogleの規約に従い、通知受領後7営業日以内に必要な移管・解除に協力する。乙の未払債務とは切り離して処理し、プロフィールを留置、削除又は虚偽の閉業表示により制裁してはならない。Google側の制限等で期限内に完了できないときは、理由を通知し、甲が可能な手続を期限内に実施して完了まで協力する。

各自のGoogleアカウントで権限を付与し、パスワードを共用しない。Googleマップの利用・権限はGoogleの規約と判断に従う。甲の公式サイト、ドメイン及びブランド共通SNSの管理権限は甲に留保する。乙が従前から保有する店舗固有のアカウント等の権利は移転しない。

第10条 顧客情報と端末内データ

甲及び乙は、個人情報保護法その他の関係法令を守り、顧客情報及び端末内データへのアクセスを業務上必要な範囲に限定する。乙は、顧客情報を甲へ提供する必要がある場合、適法な利用目的・根拠及び安全な方法を確認する。本契約のみを根拠として、顧客情報の一括移転や広告利用を行わない。漏えい等を知った場合は、直ちに相手方へ通知し、必要な本人通知・当局報告等に協力する。

第11条 秘密保持

甲及び乙は、相手方から秘密として開示された非公知の技術、価格条件及び営業情報を本契約の履行にのみ使用し、必要な従業員・専門家等を除く第三者に開示しない。公知情報、適法に取得した情報、独自開発した情報及び法令に基づく開示を除く。この義務は終了後3年間、営業秘密及び個人情報については保護を要する間、存続する。

第11条の2 集客媒体の開設と管理

1. 「本部管理媒体」とは、本事業専用に関設・取得し、又は双方が指定したウェブサイト、ドメイン、SNSアカウント・ページ、広告アカウント及び掲載枠等をいう。X（旧Twitter）、Facebook、Instagram、TikTok、YouTube、LINE、ジモティー等を含み、別紙3に記録する。Googleビジネスプロフィールは第9条を優先する。
2. 乙は、本ブランドを用いる媒体の新設、登録、広告出稿又は既存の私用・他事業用媒体への掲載を、甲の事前の書面承認なく行わない。甲乙は開設前に登録名義・権限・費用・終了時の処理を確認する。既存媒体は契約開始後7日以内に棚卸しする。未登録の本事業専用媒体も本条の対象とし、乙は直ちに報告する。
3. 本部管理媒体の事業上の管理・利用権限は、サービス規約上認められる範囲で甲に帰属させる。甲は規約に適合する登録主体・管理方法を選び、回復用連絡先、本人確認・二段階認証及び最上位の管理権限を管理する。乙には投稿・応対等に必要最小限の権限を付与し、個人アカウントのパスワード共有を前提としない。
4. 乙は承認された範囲で通常の投稿・顧客対応を行える。ただし、パスワード、回復用連絡先、二段階認証、管理者・連携先の変更、権限の剥奪、媒体の削除・譲渡・改名、他事業への誘導は、甲の事前の書面承認なく行わない。緊急の不正利用対策は必要最小限にとどめ、直ちに甲に報告する。
5. 乙は、本ブランド又は本部管理媒体を用いて、独自の加盟店募集、再フランチャイズ、ブランドの再許諾若しくは別事業を無断で行わない。乙が従前から持つ私用・他事業用アカウント全体の権利は移転しないが、承認された本ブランドの掲載・素材・リンクは本契約に従って管理する。
6. 規約がアカウントの共有・譲渡等を制限する場合は、規約を優先し、甲による適法な事業用運用、運営者が認める権限付与等の方法を選ぶ。規約に反する登録、名義貸し又はパスワードの引渡しを義務としない。

第11条の3 集客媒体の終了時処理と違反对応

1. 乙は契約終了日に、本部管理媒体を用いた営業・広告・集客及び加盟店表示を停止する。媒体名や屋号だけを変更して同じ本事業専用アカウント・ページ・掲載枠を自己又は第三者の事業に転用し、蓄積した接点を引き続き利用してはならない。甲の書面承諾なく、当該媒体から別事業へ顧客を誘導しない。
2. 甲乙は終了の通知後速やかに別紙3を確認し、終了後3営業日以内に、規約上可能な管理権限の引継ぎ、乙の役割・招待・セッション・連携アプリ等の解除、甲の管理アクセスの確認及び適法な運営記録の引渡しを行う。パスワード変更のみで完了とせず、甲乙が完了内容を記録する。
3. 譲渡・共同管理が認められない媒体は、運営者が認める方法で引継ぎを行う。引継ぎができない場合、乙は前項の期限までに本ブランドの掲載・広告を停止し、名称・ロゴ・リンク等を削除又は修正して証跡を示す。当該掲載を改名して別事業に転用しない。私用アカウント全体の譲渡・削除は求めない。運営者側の処理に時間を要する場合、期限内に必要な申請を行って証跡を示し、完了まで協力する。これにより営業・ブランド使用の停止は延期されない。
4. 本部の秘密の顧客リスト、アクセス情報又は無断使用となるブランド素材を別媒体へ複製して利用しない。顧客・フォロワー自体を甲の所有物とはせず、顧客が自由な意思で乙を選ぶことや、乙が独自に適法に獲得した取引を一律に制限しない。未完了の修理・保証の履行、顧客の同意、法定保存義務及び個人情報保護に配慮して処理する。
5. 媒体の乗っ取り、無断転用等のおそれがあるとき、甲は自己が適法に管理する媒体について必要最小限の権限停止等を行い、速やかに理由を乙へ通知する。契約解除は第13条による。被害当事者は、法令に従い使用停止・削除・権限回復及び実損の賠償を求めることができる。合理的な復旧費用も法令上認められる範囲で対象とし、一律の高額違約金は定めない。相手方の私用アカウントへの無断アクセスは行わない。

第12条 契約期間と中途解約

契約期間は別紙1記載の開始日から解約又は解除の効力が生じる日までとし、最低継続期間及び更新料を設けない。甲乙はいつでも書面通知により中途解約でき、通知到達日又は通知で指定した将来の日に終了する。双方に同意のある場合は、別途終了日を定めることができる。

解約のみを理由とする違約金又は将来分ロイヤリティの一括請求は行わない。甲がロイヤリティ未納を理由に停止・解除する場合は第13条の2の手続を優先し、本条でその手続を省略しない。終了しても既発生の債務、加盟金の精算、顧客対応及び媒体の引継ぎ等の義務は残る。解約権は法令及び信義則に従って行使する。

第13条 契約違反と解除

ロイヤリティ未納は第13条の2による。その他の契約違反については、違反内容を示し、原則として14日以上は是正期間を設けて書面で催告し、是正されないときは解除できる。重大な詐欺、履行拒絶、営業に必要な許可の取消し又は重大な安全上の危険等で契約継続が困難な場合は、催告なく解除できる。故意の本部管理権限の剥奪や無断の加盟店募集等も、違反の重大性・回復可能性から契約継続が困難な場合に限り、催告なく解除できる。

第13条の2 ロイヤリティ未納時の停止・解除・請求

1. 甲は未納を確認したとき、対象月、入金済額、未払元本、遅延損害金の計算及び支払期限を記載した請求・督促書を乙の通知先へ送付する。振込の行き違い、請求内容の争い又は支払相談がある場合は事情を確認し、支払猶予・分割払いに合意するときは内容を書面に残す。
2. 支払期日を過ぎたロイヤリティの未払元本が月額2か月分相当額（通常22,000円）以上となった場合、甲はブランド使用及び本部支援を一時停止できる。停止に先立ち、停止予定日、対象業務、未払明細及び支払方法を記載して書面で催告し、乙への通知到達から14日以上は支払・説明の機会を設ける。条件成立前に予告することもできるが、停止は金額条件と催告期間の両方を満たした日以後とする。
3. 一時停止中、乙は本ブランドによる新規の営業・広告・集客を停止し、甲は通常の研修・相談・集客支援等を停止する。停止日から再開日前日まで新たなロイヤリティを加算しない。ただし、停止前に発生した未払金及びその法定の遅延損害金は免除しない。停止を理由に違約金・再開手数料は課さない。
4. 乙の独立した事業そのものを停止させるものではなく、既存顧客への修理・保証・連絡、安全確保及び法令上必要な対応は妨げない。そのために必要なブランド表示等は甲乙で範囲を調整する。Googleマップは第9条を優先し、未払金回収のために権限を留置しない。
5. 契約解除前に未払元本の全額入金又は書面による支払合意が成立したときは、甲は内容を確認して原則3営業日以内に再開する。合意がある場合はその再開条件による。ロイヤリティは実際の再開日から日割りで発生する。
6. 停止開始日から1か月を経過しても未払元本が解消せず、支払猶予等の合意もない場合、甲は書面通知により解除できる。「2か月分の未納で停止し、さらに1か月未解消で解除」を基準とし、停止後さらに3か月待つ趣旨ではない。解除に先立ち、解除予定日及び未払明細を記載して14日以上は最終支払期限を設ける。解除の効力は、この期限と停止後1か月がともに経過した後、解除通知が乙に到達した日又は通知で指定した将来の日に生じる。不履行が軽微な場合や甲の請求・入金確認の誤りを理由に停止・解除しない。

7. 解除後、甲は未払金の最終明細と支払期限を記載した請求書を交付する。支払いがない場合、法令上の要件に従い、少額訴訟、支払督促又は通常訴訟等により請求できる。少額訴訟は60万円以下の金銭請求等の要件を満たす場合に限る。訴訟費用等の負担は法令又は裁判所の判断によるものとし、乙の争う権利を排除しない。

8. 各未払金の支払期日から6か月以上経過し、甲が書面で14日以上を期限を定めて催告しても、乙の責めに帰すべき事由により支払いがない場合、乙は、回収のため甲が実際に支出した必要かつ合理的な郵送等の実費及び弁護士費用を、本項の費用負担特約として、法令上有効と認められる範囲で負担する。甲は支出・委任内容が分かる資料及び計算明細を示す。負担額は、未払額、回収の難易度及び実施業務に照らして相当な範囲に限り、遅延損害金又は他の費用項目で補填される部分を重複して請求しない。訴訟費用・執行費用は法令又は裁判所の判断に従い、費用負担について乙が争う権利を妨げない。

第14条 終了後の処理

乙は終了日から名称・ロゴの使用及び加盟店である旨の表示を停止し、看板・印刷物は終了後14日以内に除去又は修正する。SNS、掲載ページ等の停止・引継ぎは第11条の3の期限を優先する。甲乙は未完了修理・保証等について顧客に不利益が生じないよう協力する。加盟金は第4条、ロイヤリティは第5条、Googleマップは第9条に従って処理する。

甲乙は相手方の秘密資料を返還又は削除する。ただし法令遵守・紛争対応に必要な記録は必要な期間、秘密を保持して保存できる。乙の一般的な修理技能・経験の利用や適法な独立営業を一律に禁止しない。ただし、本部管理媒体、ブランド素材又は秘密の顧客情報を無断で引き続き利用できるものではない。

第15条 損害賠償と不可抗力

甲又は乙が自己の責めに帰すべき事由で相手方に損害を与えた場合、法令に従い賠償する。損害の拡大を防止するため相互に協力する。災害、広域停電その他当事者が合理的に支配できない事由による履行障害については、速やかに通知し、代替措置、支払の取扱い又は終了について協議する。

第16条 反社会的勢力の排除

甲及び乙は、自己及び実質的な経営関係者が反社会的勢力に該当せず、これに利益を供与せず、暴力的要求、脅迫又は業務妨害を行わないことを表明し保証する。違反時は相手方は催告なく解除できる。

第17条 通知と契約変更

本契約にいう書面には、内容と送受信記録を保存できる電子メール及び電子契約を含む。連絡先変更は速やかに通知する。権利義務の譲渡又は契約条件の変更は当事者の書面合意を要し、ウェブサイトやマニュアルの変更だけでは契約上の負担を追加しない。

第18条 準拠法と協議

本契約及び別紙には日本法を適用する。定めのない事項及び解釈上の疑義は誠実に協議し、解決しない場合の裁判管轄は法令に従う。別紙は本契約の一部を構成し、個別に合意した特約は、抵触する範囲で本文に優先する。

別紙1 個別契約条件

空欄と選択欄を締結前に確定する。特約がない項目は「なし」と記載する。

項目	契約条件
本部 甲	屋号：制作会社 NEMOTO 事業主氏名：根本 義（ねもと つとむ） 事業所住所：〒650-0022 兵庫県神戸市中央区元町通2丁目9-1 元町プラザ 7階 712A 本部運営拠点：アップルマック神戸店 通知先メール：_____
加盟者 乙	氏名又は法人名：_____ 代表者名 法人の場合：_____ 住所：_____ 通知先メール：_____
対象店舗	店舗名：スマホ修理UP _____店 所在地：_____ 電話番号：_____
営業内容と地域	修理／買取／中古販売／その他：_____ 独占営業地域：なし／あり _____
契約と開始日	契約締結日：_____年____月____日 契約開始日：_____年____月____日 支援開始日：_____年____月____日 ロイヤリティ起算日：_____年____月____日 契約期間の特約：_____
費用と税区分	加盟金 110,000円（税込） 月額ロイヤリティ 11,000円（税込） いずれも消費税等を含み、表示額を支払総額とする。
振込先	金融機関・支店：_____ 預金種別・口座番号：_____ 口座名義：_____
Googleマップ	対象プロフィールURL：_____ 甲の管理用メール：_____ 甲の権限： ☐ 管理者 ☐ 共同オーナー 乙のオーナー用メール：_____
その他の特約	_____ _____

別紙2 支援内容と費用の範囲

以下の研修・相談条件を適用し、未記入の支援範囲と具体的な日程・窓口は開始前に双方で確認する。
 「含む」とした業務は加盟金又はロイヤリティに含める。別料金の業務は、事前見積りへの書面承諾がある場合のみ発注する。

支援項目	方法 回数 範囲	費用の扱い
初期説明・研修	内容：修理・受付・運営の基礎 方法：本部又は合意した方法 目安：1～2日／数回に分割可	加盟金に含む 追加の指導料なし
運営資料・ロゴ	提供内容： _____ _____	☐ 加盟金に含む ☐ 対象外
技術・運営相談	通常の補足指導・技術相談 目安：1回1～2時間程度 事前予約・業務状況で調整 本部又は合意した遠隔方法	月額に含む 追加の指導料なし
公式サイト掲載	掲載先：sumahoup.com 掲載・更新範囲： _____ _____	☐ 月額に含む ☐ 対象外
Googleマップ管理	第9条の範囲 更新依頼の窓口： _____ _____	月額に含む 追加管理料なし
出張・実作業等	通常の補足指導とは別の出張、修理請負等。部品・交通宿泊等の実費は第6条による。	事前見積りと 書面承諾が必要

別紙3 集客媒体台帳・終了時確認

本契約第11条の2・第11条の3に基づき、媒体・掲載枠ごとに作成する。同じ項目を備えた一覧表で代用でき、追加・変更時は双方が書面で確認する。パスワードや認証コード自体は記入しない。

対象店舗：_____ 記録日：_____年____月____日

サービス名：_____ 表示名：_____

アカウント／ページ／掲載ID：_____

URL：_____

区分：☐ 本部管理媒体 ☐ 既存私用等への承認掲載

☐ Googleビジネスプロフィール（第9条による別管理）

登録名義・契約主体：_____

甲の管理者・権限：_____

乙の担当者・権限：_____

回復用連絡先・二段階認証の管理責任者：_____

規約上の制限・運営者の承認方法：_____

許可する投稿・広告の範囲／費用負担：_____

終了時の処理：☐ 管理引継ぎ ☐ 権限解除 ☐ 掲載停止・表示削除

具体的方法・担当者：_____

終了時チェック（該当項目を確認し、対象外は理由を記録）

☐ 甲の管理アクセスを確認 ☐ 乙の役割・招待を解除

☐ セッション・連携アプリ等を確認・解除 ☐ 広告・掲載を停止

☐ ブランド表示・リンクを削除 ☐ 未完了修理・保証への対応確認

☐ 必要記録の引渡し／適法な保存 ☐ 私用等の対象外範囲を確認

実施日・完了証跡／未完了事項と対応期限：_____

甲確認者：_____ 乙確認者：_____

契約内容の確認と署名

甲は、費用・返還条件、支援内容、契約期間、解約、Googleマップ及びSNS等の管理・終了時の処理について乙へ説明する。乙は検討の機会を得たうえで、本文及び記入済みの別紙1・別紙2・別紙3に合意する。別紙3の媒体台帳は本契約の一部を構成する。売上・利益・集客の将来予測は保証ではなく、提示する場合は前提と根拠を明示する。

本契約の成立を証するため、本書を2通作成し甲乙が署名又は記名押印のうえ各1通を保有する。電子契約の場合は、双方が合意した電子署名等の方法により締結し、各自が電子記録を保有する。

契約締結日 _____年____月____日

甲 屋号 制作会社 NEMOTO

住所 〒650-0022 兵庫県神戸市中央区元町通2丁目9-1 元町プラザ 7階 712A

事業主氏名 根本 義 印

乙 住所 _____

氏名又は法人名 _____

代表者名 法人の場合 _____ 印